

平成30年4月6日

組合員の皆様へ

岡山石協発30年第1号  
(公 印 省 略)

## 平成30年度 環境対応型補助事業（検知検査）について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、環境対応型補助金の申請にあたり、平成30年度は予算減額（2.3億円→1.7億円）につき、受付方法の変更等を行わせていただきますので、以下の点に注意した上で申請くださいますようお願いいたします。

敬具

### 1 平成30年度の変更点

事業名が「**過疎地等における石油製品の流通整備事業 環境対応型補助金**」から「**離島・SS過疎地における石油製品の流通合理化支援事業 環境対応型補助金**」に変更になります。このため、手引書、様式が変更となります。平成29年度の様式は利用できませんので、ご注意ください。平成30年度は受付期間を設けております。

受付期間： **第1回：平成30年4月4日～平成30年4月25日(全石連着)**  
**第2回以降：未定（予算残額ある場合）**

**石油組合へは4月20(金)迄に申請書類をご提出下さい。**

※受付期間終了後、予算の範囲内で順次交付決定を行います。

事業名称：離島・SS過疎地における石油製品の流通合理化支援事業		上限金額	補助率
① 土壌汚染検知検査	消防法告知による地下タンク等定期点検	30万円	1/3
② 配管二次検査	一次検査で異常が認められた場合	100万円	
③ 漏洩検査管調査	漏洩検知管から採取した各種含有量等の分析	50万円	
④ ボーリング調査	ボーリングで採取した各種含有量等の分析	200万円	
⑤ 油含有土壌除去	油分だけが含まれた土壌についての除去	300万円	

※予算を超える申請があった場合、その受付期間中の全申請者を対象に予算の範囲で、補助率を1/3以下に按分して交付決定します。

### 2 書類の提出について

手引書を参考の上、必要書類を提出してください。

#### (1) 申請書

- ① 添付書類で、有効期限の記載があるものは期限内のものを提出してください。
- ② 個人の中小企業の証明で所得税の確定申告書を提出する場合は「青色申告決算書」の1枚目と2枚目を提出してください。⇒従業員数確認のため。
- ③ 品確法の書類は「品確法番号（枝番がわかる場合は枝番も）」「社名」「SS名」「SS住所」のわかる書類を提出してください。

- ④ 申請できる給油所は品確法の登録を受けている給油取扱所です。(軽油・灯油のみ取扱いの場合は、揮発油販売業者に該当しませんので、申請することはできません。)
- ⑤ 見積書・競争見積書
- 1) 作成日は申請日より3ヶ月以内を目安にお願いいたします。
  - 2) 見積書の有効期限も見積書作成日より3ヶ月以内を目安にお願いいたします。
  - 3) 可能な限り、手書きの見積書はお控えください。
  - 4) **タンクの種類・検査方法などは、現状を確認して作成**してください。
  - 5) 廃油タンクの扱い・「ガス加圧」⇔「気相部・液相部」変更になる可能性がある場合は、その旨一筆記載してください。
- ⑥ 作業予定日は交付決定後、速やかに点検する前提で決めてください。

## (2) 実績報告書

- ① 申請者印・捨印は申請書と同じものをご提出ください。(様式15号も同様)
- ② 日付・・・検査日→報告書作成日→請求書発行日(売上日確認)→領収書  
\* 補助金は前払いができませんので、ご注意ください。  
見積書に「報告書作成費」を計上している場合は、報告書を作成し、申請者へ引き渡しをした後で、請求書の発行となりますので、ご注意ください。
- ③ 検査代金の支払いは申請者が支払ったものが対象となります。(親会社等が支払った場合、補助金の交付は受けられません。)
- ④ 領収書はもれなく記載してあるか確認してください。(但し書き、内訳、消費税額など)
- ⑤ インターネットによる支払いは「支払者(申請者)、振込先、振込金額、振込手数料」がわかるものを提出してください。  
また、**支払い日より前に印刷したものは利用できません**ので、必ず支払日以後のものをご提出ください。
- ⑥ 小切手・手形による支払いは、小切手・手形のコピーと、小切手・手形が決済されたことがわかる書類(申請者の当座勘定照合表など)を提出してください。
- ⑦ 写真は検査をしていることがわかる写真を提出してください。(別添参照)  
また、夜間などに撮影された写真は不鮮明なものが多く見受けられますので、写真は、ボード・検査をしていることがわかるものをご提出ください。
- ⑧ 申請と違う方法で検査を行った場合は補助金を交付することができませんので、申請と違うことが判明した場合には**検査の前に必ず計画変更を行ってください**。

## (3) その他

- ① **申請者は、本会に提出した申請書・実績報告書と同じものを保管してください**。(差替があった場合は申請者の差替も忘れずに行ってください。)
- ② 会計検査院が現地調査に赴き、書類を確認する場合、申請と実態が違うことが判明した場合は**補助金交付後でも、補助金返金になることもあります**ので、適正な検査を行ってください。
- ③ 申請者は補助金の申請書関係書類を5年間保管する義務があります。